

米子市立図書館雑誌スポンサー募集要領

(米子市立図書館雑誌のスポンサー募集の目的)

第1条 市民サービスの向上を図るための新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資するため、米子市市有財産への広告掲載等に関する要綱（平成20年4月2日施行。以下「要綱」という。）に基づき、民間事業者等に対し、有料で、米子市立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌架（以下単に「雑誌架」という。）に配架する雑誌（最新号に限る。）のカバー（以下「雑誌カバー」という。）への当該民間事業者等の名称の表示及び広告の掲載並びに雑誌架（当該雑誌を配架する部分に限る。以下同じ。）への当該広告の掲示（以下「雑誌カバーへの広告掲載等」という。）を行わせるものとする。

(広告掲載等の基本原則)

第2条 雑誌カバーに掲載し、及び雑誌架に掲示する広告（以下「掲載等広告」という。）については、雑誌カバーへの広告掲載等を行う者（以下「雑誌スポンサー」という。）の事業の適正化、消費者の保護、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則に適合するものでなければならない。

- (1) 公正かつ真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗慣習を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を守るものであること。

2 次に掲げる事項に該当する広告については、雑誌カバーに掲載し、及び雑誌架に掲示しない。

- (1) 政治性若しくは宗教性のあるもの又は選挙関係のもの
- (2) 意見広告又は名刺広告に類するもの
- (3) 風俗営業又はこれに類するもの
- (4) 商品先物取引又は貸金業に類するもの
- (5) 通信販売又は訪問販売に類するもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、米子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が雑誌カバー及び雑誌架を広告媒体として使用することが適当でないとするもの

(掲載等広告の規格等)

第3条 要綱第4条の規定に基づき、掲載等広告の規格等については、次のとおり定める。

- (1) 雑誌スポンサーの名称は、雑誌カバーの表面に、縦4センチメートル、横13センチメートル以内で表示する。
- (2) 雑誌スポンサーの広告は、雑誌カバーの裏面及び雑誌架に、雑誌スポンサーが図書館の館長の指定する寸法で作製した印刷物を使用して掲載し、及び掲示する。この場合において、当該雑誌カバーの裏面に掲載する広告と当該雑誌架に掲示する広告とは、同一のものとする。

- (3) そのカバーに広告を掲載する雑誌の配架位置は、図書館の館長が決定することとする。
- (4) 雑誌スポンサーが雑誌カバーへの広告掲載等を行うことができる期間は、雑誌スポンサーとして決定した日の属する月の翌月の1日から当該決定の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、雑誌スポンサーからの解約の意思表示がない場合は、当該期間は、1年を単位として延長されるものとし、以後この例による。

(雑誌スポンサーの募集)

第4条 雑誌スポンサーの募集は、本市の広報紙、ホームページ、掲示等により行うものとする。

2 雑誌カバーへの広告掲載等の代金(以下「雑誌スポンサー料」という。)その他雑誌カバーへの広告掲載等の要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 雑誌カバーへの広告掲載等を行おうとする者は、図書館の館長が指定する雑誌のうちから、雑誌カバーへの広告掲載等を希望するものを選択するものとする。
- (2) 雑誌スポンサーは、雑誌ごとに、次条の規定による申込みの順に決定する。
- (3) 雑誌スポンサー料は、雑誌1誌当たり年額1万円(うち消費税及び地方消費税の額740円)とし、雑誌スポンサー料の納付は、市長が発行し、交付する納付書により指定期日までに一括して納入することとする。なお、一の雑誌スポンサーが雑誌5誌分をまとめて契約する場合は年額4万円(うち消費税及び地方消費税の額2,962円)とし、10誌分をまとめて契約する場合は年額7万円(うち消費税及び地方消費税の額5,185円)とする。ただし、年度途中で雑誌スポンサーを決定した場合の雑誌スポンサー料は、雑誌カバーへの広告掲載等を開始した月から当該年度の3月までの月割りで計算した額(100円未満の端数は、切捨て)とする。
- (4) 休刊、廃刊その他の理由によりそのカバーに広告を掲載する雑誌を調達することができなくなった場合は、教育委員会は、雑誌スポンサーと協議の上、他の雑誌について雑誌カバーへの広告掲載等を行わせることができることとする。
- (5) 名称の表示並びに広告のデザイン及び印刷に要する費用その他雑誌カバーへの広告掲載等に必要な一切の費用は、雑誌スポンサーが負担することとし、雑誌カバーの購入に要する費用は、米子市が負担することとする。

(広告掲載等の申込み)

第5条 雑誌カバーへの広告掲載等を行おうとする者は、米子市立図書館雑誌スポンサー申込書(別記様式第1号)を教育委員会に提出するものとする。

2 前項の申込書には、次に掲げる資料を添付することとする。

- (1) 広告の図案
- (2) 会社の概要を記載した書類(業種等が分かるもの)
- (3) 市税等納付確認同意書(別記様式第2号)

3 本市の市税、国民健康保険料その他本市への歳入金を滞納している者は、雑誌カバーへの広告掲載等の申込みをすることができない。

(雑誌スポンサーの決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査するものとし、雑誌カバーへの広告掲載等を行うことを承認するかどうかを決定したときは、米子市立図書館雑誌スポンサー決定通知書(別記様式第3号)により、その結果を申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による承認(以下「広告掲載等承認」という。)を受けた者は、教育委員会が指定する期日までに、請書(別記様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

(広告掲載等に当たっての遵守事項等)

第7条 雑誌スポンサーは、雑誌カバーへの広告掲載等を行うに当たっては、第2条第1項の基本原則及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 雑誌カバーへの広告掲載等の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないこと。

(2) 掲載等広告に対する責任の所在を明確にするため、掲載等広告に、雑誌スポンサーの名称又は商号、住所又は所在地及び電話番号を明記すること。

(3) 掲載等広告の仕様に変更が生じたときは、直ちに教育委員会に対して米子市立図書館雑誌スポンサー広告内容変更申出書(別記様式第5号)を提出して、教育委員会の承認を受けること。

2 教育委員会は、雑誌スポンサーが前項の規定に違反したときは、必要な是正を指示し、又は雑誌カバーへの広告掲載等を中止させるものとする。

3 雑誌スポンサーは、掲載等広告の内容等に関し、第三者からの苦情、被害救済の申出、損害賠償の請求等があったときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載等承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、雑誌スポンサーが次に掲げる事項に該当する場合は、広告掲載等承認を取り消し、雑誌カバーへの広告掲載等に係る契約を解除することができる。

(1) 前条第2項の規定による指示に従わないとき。

(2) 倒産、解散等の事由が生じたとき。

(3) 雑誌スポンサー料が指定期日までに納付されなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が雑誌カバーへの広告掲載等に支障があると認めたとき。

2 雑誌スポンサーは、前項の規定による広告掲載等承認の取消し又は雑誌カバーへの広告掲載等に係る契約の解除に伴い損害を被ることがあっても、市に対し、その賠償を請求することができない。

3 雑誌スポンサーが既に納付した雑誌スポンサー料は、雑誌スポンサーの責めに帰すことができない理由により雑誌カバーへの広告掲載等を行うことができなくなった場合に限り、その全部又は一部を返還するも

のとする。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

別記

様式第1号（第5条関係）

米子市立図書館雑誌スポンサー申込書

年 月 日

米子市教育委員会 様

<申込者>

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

㊞

担当者氏名

連絡先

米子市立図書館雑誌スポンサー募集要領（平成25年8月1日施行）第5条第1項の規定により、雑誌カバー及び雑誌架への広告掲載等について、次のとおり申し込みます。

記

1 希望する雑誌名

| | 雑誌名 |
|----|-----|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 6 | |
| 7 | |
| 8 | |
| 9 | |
| 10 | |

2 担当者連絡先

| | |
|---------|--|
| 部署 | |
| 担当者氏名 | |
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |
| メールアドレス | |

3 添付文書

- (1) 広告の図案
- (2) 会社の概要等を記載した書類（定款の写し、パンフレット等業種等が分かるもの）
- (3) 市税等納付確認同意書

市税等納付確認同意書

年 月 日

米子市教育委員会 宛て

住所又は所在地 _____

氏名（名称） _____ ④

年 月 日生

次の申込みに伴い、私の市税等（市税・保育料・市営住宅家賃その他の納付金・下水道使用料・下水道事業受益者負担金・淀江町公共下水道排水施設加入金・農業集落排水施設使用料・農業集落排水事業分担金・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料）の納付状況について、確認されることに同意します。

記

申込み内容 雑誌カバー及び雑誌架への広告掲載等の申込み

米子市立図書館雑誌スポンサー決定通知書

年 月 日

様

米子市教育委員会



年 月 日付けで申込みのあった雑誌カバー及び雑誌架への広告掲載等について、次のとおり決定したので、米子市立図書館雑誌スポンサー募集要領（平成25年8月1日施行）第6条第1項の規定により通知します。

記

1 決定内容 掲載を承認します。 掲載を承認しません。

2 掲載を承認しない理由

3 広告掲載雑誌名

| | 雑誌名 |
|----|-----|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 6 | |
| 7 | |
| 8 | |
| 9 | |
| 10 | |

4 広告掲載期間 年 月 日から 年 3月31日まで

5 雑誌スポンサー料（年額） 金 円

6 納付期限 年 月 日

7 その他

請 書

1 広告掲載雑誌名

| | 雑 誌 名 |
|----|-------|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 6 | |
| 7 | |
| 8 | |
| 9 | |
| 10 | |

2 雑誌スポンサー料（年額） 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 納付期限 年 月 日

4 その他遵守事項 「米子市立図書館雑誌スポンサー募集要領（平成25年8月1日施行）」に定める事項

上記のとおり雑誌カバー及び雑誌架への広告掲載等を行います。

年 月 日

米子市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称
代表者氏名



米子市立図書館雑誌スポンサー広告内容変更申出書

年 月 日

米子市教育委員会 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

連絡先

年 月 日付けで決定通知のあった雑誌カバー及び雑誌架への広告掲載等について、下記のとおり広告の内容を変更したいので、米子市立図書館雑誌スポンサー募集要領（平成25年8月1日施行）第7条第1項の規定により申し出ます。

記

1 広告内容を変更する雑誌名

| | 雑誌名 |
|----|-----|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 6 | |
| 7 | |
| 8 | |
| 9 | |
| 10 | |

2 広告内容を変更する理由

3 添付書類

- (1) 変更前の広告
- (2) 変更後の広告案